

外国人との離婚による氏の変更届書記入上の注意について

- 届書は日本語で記入してください。届書は永年保存されますので、鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- 届書に記載した文字等を訂正・加入・削除するときは、**ホワイトアウト（修正液、修正テープ）等は使用せず**、訂正前の文字が判別できるよう誤字の上に二重線を引いてください。
- 印鑑・拇印（右手親指）は任意です。

＜届書用紙左上の届出年月日＞

領事窓口に直接提出する場合はその提出日、郵送で提出する場合は届書の記入日になります。

＜氏を変更する人の氏名欄＞

- **氏を変更する人の氏名**
戸籍に記載されている氏名を記入してください。
- **生年月日**
平成、令和等の元号で記入してください。

＜住所欄＞

- **住所**
(a) 現住所を日本語で国名から番地まで記入してください（以下（b）および（c）参照）。アパート等の部屋番号がある場合は、「番地/番」の後に記入して下さい（部屋番号（記号）だけはアルファベット使用可）。郵便番号（Zip Code）は、記入しないでください。
(b) 行政区画（郡/市/町/村）についても各自で確認をした上で、△△郡や〇〇市などと記入して下さい。
(c) 英語の現住所（通常は、Mailing Address）には表われない County（郡）名を届書の住所欄には記入する必要はありません。（例えば、英語の住所表記にはない Montgomery を日本語でモンゴメリー郡と記入する必要はありません）。

《例》 ・ 2520 Massachusetts Ave., NW, Washington, DC
→ アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市北西マサチューセッツ通り 2520 番地
・ 9901 Medical Center Drive, Rockville, MD
→ アメリカ合衆国メリーランド州ロックビル市メディカルセンタードライブ 9901 番地
・ 1701 N. George Mason Dr., Arlington, VA
→ アメリカ合衆国バージニア州アーリントン郡北ジョージメイソン通り 1701 番地

- **世帯主（せたいぬし）の氏名**
世帯の中心となる人の氏名を姓、名の順に記入します（外国人の氏名は性、名の順にカタカナで記入）。

＜本籍欄＞

- **本籍/筆頭者の氏名**
離婚届を提出するまで親の戸籍に入っていた人は、「離婚届書の＜（４）離婚後の夫婦の氏・新しい本籍欄＞」に記入した**新本籍および筆頭者氏名**を記入してください。既に戸籍の筆頭者となっていた人は、離婚後も本籍および筆頭者は**変わらない**ので、戸籍に記載されているとおりに正確に記入してください。

＜氏欄＞

氏（姓）のみ記入してください。

<婚姻を解消した配偶者の氏名欄>

戸籍に記載されている外国人配偶者の氏名（カタカナまたは漢字）を記入してください。Middle Name がある場合には、First Name の後に続けてカタカナで記入してください。

<婚姻解消の原因>

当てはまるものに☑をしてください。

<婚姻解消年月日欄>

離婚した年月日を元号（令和）で記入してください。ここに記入される年月日から3ヶ月以内が、家庭裁判所の許可なく「外国人との離婚による氏の変更届」を提出できる期間となります。

<氏を変更した後の本籍欄>

- 氏を変更する人の戸籍に子がない場合は、記入する必要はありません。
- 同じ戸籍に子がいる場合は、氏を変更する人について新しい戸籍が編製されますので、希望する新本籍をこの欄に記入してください。今までと同じ本籍にされる場合でも、事前に本籍役場に本籍を設けることができるかどうか確認してください。
- また、今までと同じところに本籍を設けたとしても、親のみ新しい戸籍が編製され、子とは別々の戸籍になります。子の氏を親と同じに変更し、親の戸籍に入れることを希望する場合は、別途「入籍届」を提出してください。

<その他欄>

- 氏を変更する人の戸籍に子がない場合は、何も記入する必要はありません。
- 氏を変更する人の戸籍に子がいる場合は、この名および続柄を記入してください。これにより、子の欄にある『父/母の氏』（子の氏ではありません）を変更することができます。

《例》

同じ戸籍にある長女 花子

<届出人署名押印欄>

- 変更前の戸籍上の氏名を記入してください。印鑑・拇印（右手親指）は任意です。

<TEL/ADDRESS 欄-届出人の連絡先および電話番号>

- 届出人の米国滞在中の住所（英語表記）、昼間連絡が可能な電話番号および Email アドレスを記入してください。